

「東京五日市カントリー倶楽部 友の会」会則

制定 1999年6月1日  
9次改定 2014年10月1日  
10次改定 2016年10月1日  
11次改定 2018年10月1日  
12次改定 2019年4月1日  
13次改定 2019年10月1日  
14次改定 2021年10月1日  
15次改定 2022年10月1日

第1条 本会は「東京五日市カントリー倶楽部 友の会」と称し、友の会メンバーを会友と呼称する。

第2条 本会は、株式会社 五日市カントリー倶楽部が経営するゴルフ場の施設を利用して、会友相互の親睦を図るとともに、併せてゴルフの普及発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務局は、東京五日市カントリー倶楽部に置く。

第4条 本会に入会を希望するものは、次の手続きをとらなければならない。

- (1) 登録会友申込書に必要事項を記入押印の上、提出する。
- (2) 登録申込書と同時に、入会金を添えて提出する。  
なお、入会金はいかなる理由があっても返金できないものとする。

第5条 本会の入会金は22,000円とする。

第6条 登録会友には会友チェックインカードを交付する。会友資格の有効は10月1日から1か年とする。

第7条 年の途中で入会を希望するものは、第4条の手続きをとることを要する。  
但し、会友資格の有効期間は、入会時から9月30日までとする。

第8条 会友の有効期間が終了したときは、会友の資格を失う。

第9条 会友は、プレーにあたってはプレー当日フロントに「友の会」チェックインカードの提示・来場受付を行なうこととする。チェックインカードの紛失による再発行は、再発行料550円にて申し受ける。

第10条 会友は、下記のプレー料金とする。(消費税・ゴルフ場利用税込)

期 間	①1・2・3・7・8・9月	②4・5・6・10・11・12月
平 日	14,100円	15,600円
月曜セルフデー (昼食付)	12,450円	13,950円

※ 但し上記料金は1ラウンド・4Bキャディ付料金です。1.5ラウンドや3B・2Bの場合は、料金が加算されます。

※ ゴルフ場利用税は、①の期間は900円・②の期間は1,100円です。

お誕生特別ご優待

本 人 期間料金(1R・4B・キャディ付)より2,000円割引とする。(利用期間翌年9月末日まで)  
他の割引との併用はできない。  
なお、プレー来場時に優待券の提出がなければこれを認めない。

ビジター 同伴するビジタープレーヤーのプレー代は、期間料金(1R・4B・キャディー付)より平日は3,000円  
土日祝日は5,000円割引とする。但し、土日祝は正会員紹介を必要とする。(12条参照のこと)  
※但し同伴の会員・会友は割引対象外とする。

プレー割引券

1,000円券×10枚を進呈する。期間料金より1,000円割引とする。(利用期間翌年9月末日まで)1日に1枚利用可能とする。  
なお、プレー来場時に割引券の提出がなければこれを認めない。  
お誕生日特別ご優待券との併用可能とする。  
ただし、月曜セルフデーやシニアサービスデー、特別料金設定日は、ご利用できません。  
平日メンバーフィプレー券との併用は不可能とする。

第11条 来場ポイントサービスは、来場1回につき別紙台紙に1スタンプ(日付印)を押印し、5・10・15回ごとに食事券を進呈する。20回で平日メンバーフィプレー券を進呈する。

第12条 予約に関する受付方法は、下記の通りとなる。

- (1) 予約は、平日のみ受付ける。ただし1名・2名での予約は、スタート時間とコースは希望に添えない場合がある。
- (2) 土日祝の友の会会友だけの予約は、不可とする。ただし正会員の紹介の場合はプレー可能とする。
- (3) 土日祝営業であっても該当日1週間以内で予約数が少ない場合に限り、1組3名以上で受付ける。

第13条 プレー日以外でのゴルフ場施設利用は不可とする。

第14条 会友は次の場合は退会とする。

- (1) 会友を除名されたとき
- (2) 会友が死亡したとき

第15条 会友は次の1つに該当するときは、除名する。

- (1) 倶楽部の名誉を毀損し、または秩序を乱す行為があったと認められるとき
- (2) 会友証を他人に貸与したとき
- (3) 利用約款に違反したとき

第16条 本会則の改正は2022年10月1日から実施する。